



成 議 第 3 3 5 号
令和8年7月30日

成田市議会議員
鬼澤 雅弘 様
上田 信博 様

成田市議会議員長 荒木 博



成田市議会議員政治倫理審査会の運営に関する要請書等に対する回答について

令和8年7月27日付で提出のありました成田市議会議員政治倫理審査会の運営に関する要請書及び同月29日付で提出のありました政治倫理審査手続の継続の適否及び適正手続確保に関する申入書について、下記のとおり回答いたします。

記

1 政治倫理審査会と憲法第31条の関係性について

ご指摘のあった憲法第31条の件については、過去の判例（最高裁平成4年7月1日判決 成田新法事件）において、憲法第31条と行政処分の関係について「憲法三一条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である。」との見解が示されております。

政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は行政機関ではなく、議会の自律権に基づき設置する機関であり、審査会の審査結果については、審査対象議員に対し直接の法的効果を及ぼすものではないことから、行政処分に該当するとは考えておらず、そのように判断された判例も確認しておりません。

以上のことから、審査会について憲法第31条の議論を持ち込むことは慎重に判断すべきであると考えます。

2 審査会委員の選任について

審査会委員の選任については、成田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第8条第2項において、「審査会の委員は、12人とし、議員のうちから議長が公正を期して選任する。」と規定しております。また、条例の制定過程において実施したパブリックコメントでは、審査会委員を選任する際、審査請求を行った議員を選任しない取り扱いとする旨を回答しております。

令和8年5月7日付での審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る審査会委員の選任に当たっては、条例及びパブリックコメントの回答に基づき適正に選任しており、具体的な選任手続きに当たっては、会派代表者会議を複数回にわたり開催し、全会派の合意を得て公正・公平に選任しております。

また、審査請求書の添付書類として提出された、令和8年2月27日付の私宛の申し入れ書に署名した議員については、文面から判断する限り、審査会の設置を求めたものではなく、条例の趣旨に則り、貴殿に説明責任を果たされるよう求めたものと理解しており、申し入れ書に署名した事実を以って、直ちに審査会委員として不適当であるとは考えておりません。

申し入れ当時から、署名した22名の議員が審査会の設置について肯定的な考えであったと仮定しても、私を除く全議員28名に占める申し入れ書に署名した議員22名の割合と、審査会委員12名に占める申し入れ書に署名した議員10名の割合に大きな乖離はなく、公正性・公平性を欠いた審査会委員の選任と判断されるものではないと考えております。

3 議会運営委員会の審査について

議会運営委員会における審査請求の適否についての審査に関しては、条例第7条第3項において、「審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属する議員のときは、当該審査対象議員は、前項の審査に加わることができない。」と規定しております。また、条例の制定過程において実施したパブリックコメントでは、審査請求の適否を審査する際、審査請求を行った議員は参画しない取り扱いとする旨を回答しております。

地方自治法（以下「法」という。）第117条においては、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができ

る。」と規定しておりますが、申し入れ書に署名した事実を以って、これに該当するものではないと考えております。

以上のことから、令和8年5月14日に開催された議会運営委員会の対応については、法、条例及びパブリックコメントの回答に基づき適正に対応されたものと認識しております。

4 結論

上記3点の理由により、審査会の終了、審査会委員の除斥及び審査体制の見直しについて検討する考えはありません。審査会には、引き続き、公正・公平に審査を進めていただくことを期待しております。

以上